

東京圏（第35回）・関西圏（第28回）・福岡市・北九州市（第28回） 国家戦略特別区域会議 合同会議 議事要旨

1. 日時 令和3年10月28日（木）14:58～15:31

2. 場所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室等（オンライン開催）

3. 出席

赤池 誠章 内閣府副大臣

<自治体等>

小池 百合子 東京都知事

（代理：宮坂 学 東京都副知事）

吉村 洋文 大阪府知事

（代理：吉田 真治 大阪府スマートシティ戦略部スマートシ
ティ推進監）

高島 宗一郎 福岡市長

木村 恵司 三菱地所株式会社特別顧問

（代理：井上 俊幸 執行役員）

佐倉 慎一 YOM（ヤオオタイヤマーケット）実行委員会 実行委員長

<有識者>

八田 達夫 国家戦略特区ワーキンググループ 座長

阿曾沼 元博 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

安藤 至大 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

安念 潤司 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

落合 孝文 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

菅原 晶子 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

中川 雅之 東京特区推進共同事務局長

兼 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

八代 尚宏 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

<事務局>

青木 由行 内閣府地方創生推進事務局長

山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長

三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官

4. 議題

認定申請を行う区域計画（案）について

5. 配布資料

- 資料 1－1 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 資料 1－2 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 資料 1－3 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 資料 2 東京都提出資料
- 資料 3 大阪府提出資料
- 資料 4 福岡市提出資料
- 参考資料 1 国家戦略特別区域会議 合同会議 出席者名簿
- 参考資料 2 東京都 都市再生プロジェクトについて（東京圏国家戦略特別区域）

○黒田参事官 それでは、皆様おそろいですので、ただ今より「国家戦略特別区域会議合同会議」を開会いたします。

本日は、お忙しい中御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議の出席者は、お手元の資料を御覧ください。

それでは、始めに、赤池副大臣より御発言をお願いいたします。

○赤池副大臣 ただ今御紹介にあずかりました、内閣府副大臣を拝命いたしました、参議院議員の赤池誠章と申します。

本日は、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今日は、会場が永田町合同庁舎ということで、初めて参りました。人間の記憶は、隣には町村会館があり、前をよく通っていたのですが、ここにあの有名な永田町合同庁舎があることを初めて知りまして、知らないことがなかなかたくさんあると思っっている次第でございます。

御承知のとおり、国家戦略特区は、規制改革を通じて特例措置を活用して、民間や地域の活力を生かして、国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成の重要性にかんがみて、国民経済の発展及び国民生活の向上、ひいては日本経済全体の成長につなげていく重要な政策でございます。

内閣府といたしましても、地域の皆様方のお声を丁寧に伺いながら、目的実現に向けて引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

特に、大変話題でございますスーパーシティ構想につきましては、区域の指定に向けて、国家戦略特区ワーキンググループにおいて、規制改革の提案内容の更なる具体化と規制所管省庁との調整を進めているところでございます。今後、専門調査会や特区諮問会議での審議を経た上で、できる限り速やかに指定したいと考えております。

御承知のとおり、国家戦略特区制度が創設されて8年という月日がたつわけでございます。この間、今日御参集の先生方には、大変御指導、御支援をいただいておりますが、更なる特区推進に当たりまして、課題をしっかりと検証しつつ、この成果を全国に波及させたいという当初の目的でございますが、更なる検討を進めてまいりたいと存じます。

また、特区の自治体の皆様方におかれましては、御承知のとおり、規制改革メニューの積極的活用、新たな規制改革提案等に、全ての力、産学官金の様々な連携を強化して、知恵を絞っていただき、より一層の御協力をお願いしたいと存じますし、また、民間有識者を始め、関係各位の皆様方におかれましても、更なる御協力を併せてお願い申し上げます。

本日は、3区域計8事業に関わる区域計画案について御検討いただきたいと存じます。区域計画案につきましては、御了承いただければ、速やかに認定に向けた手続を進めさせていただきたいと思っております。

有意義かつ忌憚のない御議論を賜りますようお願い申し上げます、冒頭の私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○黒田参事官 赤池副大臣、ありがとうございました。

それでは、プレスの皆様、御退室をお願いいたします。

(プレス退室)

○黒田参事官 それでは、本日の議題「認定申請を行う区域計画(案)について」につきまして、事務局より御説明いたします。

○三浦審議官 内閣府の三浦でございます。本日はよろしく御願いたします。

それでは、まず、東京圏の区域計画について御説明させていただきます。お手元の資料1-1の別紙1ページを御覧ください。2(2)の都市計画法の特例でございます。都市再生プロジェクトは、都市計画決定までの関係機関との調整をワンストップで行うことによりまして、手続を迅速化するものです。今回は、東京都において、内幸町一丁目北地区、浜松町二丁目4地区、及び赤坂二・六丁目地区を追加いたします。

また、品川駅北周辺地区について、まちづくりと高輪築堤保存の両立を図るために、既に認定された計画の変更を行います。

2(17)の住宅の容積率に係る建築基準法の特例です。本特例は、グローバル企業誘致に資する職住近接の住宅環境を整備するため、容積率の限度割合を引き上げることで、国際水準の居住施設を設置するものです。今回は、品川駅北周辺地区について変更を行います。

す。

2 (28)、外国人美容師の就労に係る在留資格に関する特例です。この特例は、日本の美容製品の輸出促進やインバウンド需要に対応するため、日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得した外国人留学生に対し、一定の要件のもと、美容師としての就労を目的とする在留を認めるものです。今回、東京都において、全国初の活用となります。

次に、関西圏（大阪府）となります。資料1-2の別紙1ページを御覧ください。2(3)のエリアマネジメントに係る道路法の特例です。本特例は、道路占用許可の要件を緩和するものです。今回、YOM（ヤオオタイヤママーケット）実行委員会が、大阪府八尾市内において、公道に露店、オープンカフェを設置し、イベントを開催することで、地域のにぎわいを創出する取組を予定しています。

次に、福岡市・北九州市でございます。資料1-3の別紙1ページ目を御覧ください。2(13)、課税の特例措置活用事業です。本事業は、特区内において設立5年未満の法人が革新性のある事業を行った場合に、課税所得の2割の所得控除が受けられるものです。今回は、福岡市のスチームパンクデジタル株式会社が、高性能3Dモデル作成システム及びプラットフォームの開発・運営事業を行います。

事務局からは以上でございます。

○黒田参事官 それでは、東京都より順番に御発言をお願いいたします。

まずは、東京都の宮坂副知事、よろしくをお願いいたします。

○宮坂副知事 それでは、資料2「東京都提出資料」を御覧ください。2ページ目は「外国人美容師育成事業の特例活用について」です。こちらは、一定の要件を満たす外国人美容師に対して、美容師として就労するための在留資格を最大5年間認めるもので、この度、都が全国で初めて活用いたします。今回、本特例の活用により、引き続き、世界中から来た外国人材が活躍できる「世界一ビジネスのしやすい都市・東京」の実現に向けた取組を進めてまいります。

3ページ目は都市再生の推進です。内幸町一丁目北、赤坂二・六丁目、浜松町二丁目4、品川駅北周辺の4地区で都市計画法の特例等を活用したプロジェクトを進めます。

内幸町一丁目北地区では、駅・まち・公園をつなぐ歩行者ネットワークや、ビジネスサービス創造支援機能等を整備します。

赤坂二・六丁目地区では、駅とまちを一体的につなぐ大空間の広場や、エンターテインメント産業拠点の形成に資するスタートアップ企業等への支援機能や劇場を整備します。

4ページ目を御覧ください。浜松町二丁目4地区では、既に決定の都市再生特別地区等を変更し、交通結節機能をさらに強化する駅通路の再整備や、国際水準の宿泊施設の整備等を行います。

品川駅北周辺地区では、計画地内で高輪築堤が出土したことを踏まえ、まちづくりと築

堤保存の両立を図るための計画変更を行います。

5 ページ目は都市再生プロジェクトの追加提案です。国際競争力の強化に資するプロジェクトに新宿駅西南口及び京橋三丁目東地区を追加提案します。

右側は、報告事項として、都が提案した「公益的な事業等における搭乗型移動支援ロボットの活用」が社会実装されたことを受け、6月より、セコムがパーソナルモビリティによる巡回警備を実施していることを報告します。

私からは、以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次に、三菱地所株式会社の井上執行役員、よろしくお願いいたします。

○井上執行役員 東京都の都市再生は、四つの地区のプロジェクトを推進します。これらのプロジェクトにより、駅周辺の交通結節機能の強化や国際競争力強化の実現に資するビジネス支援施設、宿泊施設等の整備を推進してまいります。

また、都市再生プロジェクトに新たに新宿駅西南口、京橋三丁目東地区の2地区を追加提案します。

今後も、都市計画法の特例等の特区を徹底活用し、東京都における都市の魅力向上に貢献していきたいと考えております。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次に、大阪府の吉田スマートシティ推進監、よろしくお願いいたします。

○吉田推進監 大阪府の吉田です。よろしくお願いいたします。

資料3を御覧いただきたいと思います。「国家戦略道路占用事業 エリアマネジメントに係る道路法の特例について」ということで、資料に基づいて御説明させていただきます。

この事業につきましては、現在、大阪府内では、グランフロントで1か所実施させていただいているところですが、今回、新たに河内音頭の発祥の地と言われております大阪府八尾市で、今日、来ていただいておりますヤオオタイヤマーケット実行委員会が道路法の特例を活用して、路上で店舗等の設置を促進して、更なるにぎわいを生み出していきたいという取組を考えております。

具体的な事業概要につきましては、この後、佐倉実行委員長から御説明いただきます。

今後も、こうした特区制度を活用させていただきながら、地域のにぎわい創出を進めたいと考えております。全力を挙げて実施エリアの拡大とか事業者の拡大に取り組んでいきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次に、YOM（ヤオオタイヤマーケット）実行委員会の佐倉実行委員長、よろしくお願いいたします。

○佐倉実行委員長 よろしく申し上げます。

YOM実行委員会実行委員長の佐倉でございます。よろしく申し上げます。

具体的な事業内容ですが、近鉄八尾駅前の二つの商店街を中心に、周辺の寺社、大学、さらに地域の人々と、様々な方々と連携して、お逮夜市というのですが、100年以上前から続く露店市の伝統を生かして、地域の加工品、雑貨、食などのマーケット、また、ライブ、パレードなどのイベントを実施予定でございます。

このイベントを通じて、地域住民が地元の良さ、さらに八尾の良さを再認識できるものとして、さらには、2025年の大阪・関西万博に向けて、八尾市には外国人の居住者の方が多くいらっしゃるのので、これらの方々、また、近隣大学の留学生との交流を図る企画などを考えておまして、グローバルな交流を図って、魅力的で集客力の高い、持続可能なにぎわい創出を目指していきたいと思っております。

以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次に、福岡市の高島市長、よろしくお願いいたします。

○高島市長 よろしくお願いいたします。

では、資料4を御覧ください。1ページおめくりいただいて、今回御審議いただくのは、ページ左側のスチームパンクデジタル株式会社のスタートアップ法人減税でございます。

この事業者なのですが、スタートアップビザを活用したカナダ人が福岡市で創業した企業として、高品質の3Dデータを誰でも簡単に、また低コストで作成できるという革新的なシステムを開発しています。今後、この会社の3D技術が様々な産業分野で利用されることで、新たな価値の創出、また、日本の国際競争力強化に寄与するだろうと考えています。

また、ページ右の2番なのですが、音声認識AIでスマート製品の開発を行うSMARTI株式会社について、福岡市独自の市税の減税制度を適用しましたので、報告いたします。

こうした形で、福岡市としては、国家戦略特区の減税に市独自の減税を上乗せして、より国際競争力のある税率とすることで、税制面からも新しい価値の創造にチャレンジする企業を応援していきたいと思っております。

1枚めくってください。行政手続の効率化についてです。この新たな規制改革については、公園でイベントを実施するためには、許可が必要なわけですが、占用許可は、指定管理者への委任が認められていないということで、主催する人は、指定管理者と自治体の両方に申請が必要になっているのです。このため、短期のイベントについては、占用許可権限を指定管理者に委任可能とすることを提案するものであります。

こうしたものは、本当は福岡市だけではなくて、全国ですぐに展開できたらいいと思うのですが、まず、成功事例をしっかりと作って、速やかに全国適用になればと思っております。

以上です。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、民間有識者の方々から御意見を伺いたいと思います。

まず、本会議場に出席されている民間有識者からお願いいたします。八田委員、阿曾沼委員、安藤委員、落合委員、菅原委員の順でお願いいたします。

では、八田委員、よろしくお願いいたします。

○八田座長 ありがとうございます。

今回、各地から都市計画関係の非常に優れた計画案が提出されたことは、特区が有効な機能を発揮し続けていることを示しており、喜ばしいと思います。

本日の御提案の中に、東京都からの外国人美容師育成事業についての案がありました。この案の意義についてやや詳しく触れたいと思います。これは8年前に東京都が提案したもので、やっとその第1号が実現しようというものです。

この事業の目的は、日本語の美容師国家試験に合格した外国人留学生が、帰国する前の数年間日本で実地に修行することを許可しようとするものです。日本の美容技術は非常に優れたものなので、アジアの方たちで日本の専門学校に留学して、美容師資格を取る方がたくさんいらっしゃる。ところが、これまでの規制では、日本の国家試験に合格した途端に、留学生ではなくなるから、本国に帰らなければいけないのです。

ところが、国家試験はペーパーテスト中心です。したがって、一人前の美容師になるには、何年か日本で修行することが望ましい。そのため、数年の間だけ日本にいたることができるようにして、日本の技術を本当に身に付けた方がアジアに戻って、日本の技術を伝播していただけるようにしようという趣旨で特区法の改正を目指しました。しかし、その過程で実に多くの関係者の抵抗に直面しました。

抵抗があった一つの理由は、インバウンドのお客が外国人の新人美容師たちがいる美容院を利用することになるだろうから、彼ら彼女らを雇っている東京を始めとした大都会のお店が有利になり、地方にとって不利になるだろうというので地方の美容師団体が反対だということでした。

様々な関係者の努力でもってこれができるようになったことは、特区の存在意義が非常にあったということだと思います。願わくは、もっと早く実現できれば良かったと思っています。

以上です。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次に、阿曾沼委員、よろしくお願いいたします。

○阿曾沼委員 私も八田委員と同様、外国人美容師育成事業に関する8年前からの議論に参加させていただきましたが、やっこの特区メニューが活用できることを大変喜んでお

りますし、また、成果も期待したいと思っております。

また、国家戦略特区の目的の一つは、世界一ビジネスのしやすい日本を目指すということであり、もう一点は、街のにぎわいを取り戻すことと認識しています。街のにぎわいは、地元民のためにも、国内旅行などで往来をする方々にも、さらにはインバウンドニーズにとっても非常に重要なテーマであります。この3区域が、ビジネスしやすくにぎわいを取り戻すための具体的な御提案をいただいていることを大変嬉しく思っております。

インバウンドは、残念ながら、新型コロナウイルスの関係で一旦休止しておりますが、来年度以降、その再開が望まれているわけですので、その準備のためにも、色々な施策が各地域で必要だと思っております。

それから、コロナ禍において、人々の行動変容がありました。人々が非日常の時間を得ることは、心身共の健康のために非常に重要であります。遠距離の旅行に行くことよりも、地元での楽しみを創出するために、特区のメニューが活用されていくことを大変期待しております。

御提案ありがとうございました。

○黒田参事官 ありがとうございました。

次に、安藤委員、よろしく願いいたします。

○安藤委員 外国人美容師については、外国に居住している日本の方からも、外国で髪を切るのは大変だという話をよく聞きます。そのため日本人の美容師を探すとか、ロコミでどなたに切ってもらえば自然に切ってもらえるかなど、日本と同じようなサービスを探すのに苦労しているそうです。

今回のこの取組で、外国人美容師の方が、日本で技術を身に付けて、国に帰られてから、日本のスキルの高いところを世界に広めていく、また、外国に居住している日本の方が日本で働いた経験がある方のサービスを受けることができるなど、今後、広い波及効果が期待できる取組かと思っております。

また、都市再生の推進についても、品川の北口の件ですが、状況の変化に対応する形で計画変更が行われていることも適切です。

また、他の取組についても、福岡市長からもありましたように、特区の取組をうまく広げていくことが今後、重要かと思っております。

以上です。

○黒田参事官 ありがとうございました。

次に、落合委員、よろしく願いいたします。

○落合委員 ありがとうございました。

それぞれの自治体より素晴らしい計画を出していただきました。都市計画に係るところは全ての自治体から御提案いただきました。新型コロナウイルスまん延後における行動変

容の中でも、人の交流を希望しなくなっているわけではないと思いますので、まちの整備といったことに積極的に取り組んでいただいていることは、いずれも素晴らしいと思って拝見しておりました。

また、外国人美容師育成事業の制度につきましては、各委員から御指摘があったとおり、特区の中では非常に力を入れて議論をしてきた事業の一つですので、今回実現できたことについては、非常に素晴らしいと思っております。

最後に、福岡市からいくつか御提案いただいた中で、スタートアップ法人減税についてです。昨今、国際金融都市構想であったりそういうのが各自治体でも進められていますが、外資系企業の方々に話を聞いたりしますと、税務面での話は、投資先の選択において、大きな影響を及ぼすという話もいただくことはよくありますので、こういった施策も組み合わせられて実施されていることは、非常に素晴らしいと思いました。

また、最後の公園でのイベントのワンストップ申請については、規制改革推進会議などでも、そのほかのテーマで、いくつかの手段を同時に行わないといけない、手段のワンストップがなされていないということを議論しております。複数の手段の重複は非常に問題になっていたことですので、このテーマについても、全国に広がるようにということはあると思いますし、他の行政手段に重複するテーマについても、特区でまた取組を進められる機会もあればと思いました。

以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次に、菅原委員、よろしく願いいたします。

○菅原委員 ありがとうございます。

どの計画もとても素晴らしい提案だと思います。

私からは2点申し上げます。

一つは、先ほど高島市長から御説明がありましたが、公園でのイベント申請のワンストップ化は、本来ならばすぐにでも全国展開すべき提案ですが、まずは特区でしっかりと進めていただきたいと思います。

もう一つは、外国人美容師の育成事業の特例活用の件です。これについては、「日本再興戦略」の中で、「世界一ビジネスのしやすい国・環境」をつくると掲げられ、国家戦略特区を突破口にと構想されていた時からの重要なテーマの一つだったと記憶しております。

外国人の活用に関しては、技能実習制度とは別に特定技能制度を設けるなど措置が講じられてきましたが、活用の幅が広がっていないのが実態だと思います。今回、特区を活用して、美容師の方が、日本で資格取得をした後に、日本で就労し技術を磨き、その技術を自国や海外で活用することで活躍の場が広がると思います。

今後、コロナ禍が落ち着いて、インバウンド戦略を進めるためにも、今回の計画が重要

と思います。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、次に、オンラインで出席の方々にも御意見を伺いたいと思います。安念委員、中川委員、八代委員の順でお願いいたします。

では、まず、安念委員、よろしくをお願いいたします。

○安念委員 ありがとうございます。安念と申します。

いずれの御提案も非常に魅力的なもので、大変感銘を受けました。

外国人美容師の問題につきましては、八田先生を始め、諸先生方のおっしゃるとおりで、私も大変感慨深いものがあります。

1点だけ、とりわけ私が感銘深かったのは、高島市長からの御説明があった独自の減税策です。規制改革と減税は、理論上は結び付くのですが、これを実際に行うのはなかなか大変なことで、収入を減らしてでも呼び込もうというのは、非常に思い切ったことであると思います。

古くから日本のことわざにもありますように、損をして得を取るという大変視野の広いと言いましょか、時間軸の長い御提案であったと拝見いたしました。

本当にどうもありがとうございました。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次に、中川委員、よろしくをお願いいたします。

○中川委員 中川でございます。

既に諸先生方がおっしゃいましたように、今回、非常に素晴らしい提案をいただいているかと思えます。

重複になりますので、1点だけ申し上げたいと思います。

今回の区域計画の変更の直接の対象とはなりません、福岡市から御提案いただいた公園でのイベントの申請のワンストップ化につきましては、公園に限らず、公物におきましては、空間的な占用と行為の許可は、そもそも許可権者が違うとか、許可権者が一緒であっても手続が違うとか、今回の福岡市の提案に限らず、非常に汎用性と言いますか、応用可能性が高いものだと思っています。

そういう意味で、これにつきましては、非常に注目して、私どもも一生懸命にこれを実現するべく取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次に、八代委員、よろしくをお願いいたします。

○八代委員 八代と申します。本日はどうもありがとうございました。

既に各委員の方からおっしゃいましたが、外国人美容師の件も、これと同じことを他の

専門的な業務にも拡大していくことを特区として是非やっていく必要があるのではないかと考えます。

色々と個別にいい規制改革があっても、それはあくまで点ベースであるわけで、今もお話がありましたが、公園使用等の手続のワンストップサービスも、同じことが他の分野についても適用されることで点から面へと広がるのではないかと考えていく必要があるかと思えます。

それから、今、地域活性化でも、とにかく選挙時には金を使う、補助金を使うことしか考えていない形になるのですが、もっと規制や手続を緩和することで、政府はお金を使わずに、民間の知恵を生かしていくことをもっときちんと訴えていく必要があるかと思えます。

関係者の皆様、本当にありがとうございました。

以上です。

○黒田参事官 ありがとうございました。

それでは、本日の会議全体につきまして御意見がございましたら、お願いいたします。御発言のある方は、挙手をお願いしたいと思います。特段よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

それでは、ただ今御審議いただきました区域計画案につきまして、本日の区域会議で決定し、申請の手続を進めたいと思います。

御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○黒田参事官 ありがとうございました。

それでは、申請について御了承いただきましたので、速やかに手続に入らせていただきます。

最後に、赤池副大臣より御発言をお願いいたします。

○赤池副大臣 本日も活発な御議論をいただき、ありがとうございました。

まさに今日というか、総選挙中でもありながら、関係の皆様方、御参加ありがとうございます。

特に、福岡市の高島市長におかれましては、自ら先頭に立たれて、積極的な御説明をいただきました。本当にありがとうございます。

本日の会議から、東京都から大規模な都市開発における都市計画法の特例、それから、諸先生に8年間という長い年月の部分に触れていただきました、外国人美容師の就労に関わる在留資格に関する特例、大阪府からエリアマネジメントに係る道路法の特例、福岡市からは課税の特例について、区画計画案の申請がございました。また、新たな規制・制度

改革の提案として、福岡市から公園でのイベント申請のワンストップ化の御提案もいただきました。

本日御審議いただきました区域計画案については、速やかに認定の手続を進めてまいりたいと存じます。今後とも、規制改革による地方創生を加速するため、積極的な改革の提案、特区メニューの更なる活用をお願いしたいと存じます。

個人的な感想で言えば、東京都は、大規模な民間の活力で、すごく力があるなど実感いたしましたので、東京がそれでいいというわけではなく、外国人美容師の更なる拡大も、是非色々と民間と知恵を絞っていただきたいと思います。

大阪府、また、特に高島市長にはすごく期待しておりますから、どんどんいい提案を言っていただいて、私も何度も訪れさせていただいておりますが、福岡こそがアジアに開かれた国際都市でありますから、更なる活躍を期待させていただきたいと存じます。

本日はありがとうございました。

○黒田参事官 ありがとうございました。

それでは、これで合同区域会議を終了したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。